

犯人グループから押収した名簿を活用した 詐欺等被害防止対策のお知らせ (R6.8月)

対策の概要

この対策は、全国の警察が詐欺事件等の捜査を通じて、犯人グループから押収した名簿を警察庁が集約してデータ化し、その名簿に登載されている方の住所地を管轄する都道府県警察に提供するものです。

沖縄県警察においても、毎年、警察庁から提供された名簿をもとに、特殊詐欺等の被害に遭わないように注意喚起を行っています。

Q1 名簿とはどのようなものですか？

犯人グループが、いわゆる「名簿屋」等から買い取っていると思われる、氏名、住所等の個人情報に記載されたリスト等です。

また、いつ、どこで、何の事件で押収した名簿情報なのか等の経緯については公表していません。

Q2 なぜ行うのですか？

一つの犯人グループが名簿を持っていたということは、別の犯人グループも同じ情報を持っている可能性があり、このデータを基に、別の犯行グループが特殊詐欺や利殖勧誘等の電話等を行い、詐欺等の被害を被る可能性が高くなるものと思われるからです。

そこで、名簿に名前が搭載された方に対し、被害の未然防止のため犯人側から連絡があった場合、警戒心を持って対応できるよう、注意喚起を行うものです。

Q3 どのような方法で？

お住いを管轄する警察署の署員が名簿に登載された方への電話、自宅訪問、手紙送付等の形で、注意喚起を行います。

Q4 いつから始まるのですか？

令和6年度は8月頃から令和7年4月頃までを予定しています。

Q5 名簿に名前が載っているといわれました。何に注意したらよいのですか？

別の犯人グループも名簿を持っていると思われるので、今後、オレオレ詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺、悪質商法などの電話がかかってくる可能性があります。安易に新たな個人情報を教えたり、話に乗ってしまわないようご注意ください。

特殊詐欺は、固定電話への1本の電話から始まるケースが多く、ご自宅の固定電話を常時、留守番電話に設定することも効果的です。また、NTT西日本が行っているナンバーディスプレイ・ナンバーリクエストの設定もおすすめしております。